

東京都再エネ実装専門家ボード設置要綱

令和 5 年 6 月 8 日付 5 環気計第 220 号

（設置の目的）

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や再生資源の活用拡大に向け、再生可能エネルギーの社会実装を加速することを目的とし、都が推進する効果的かつ戦略的取組への助言を行う専門家ネットワークである「東京都再エネ実装専門家ボード」（以下「再エネボード」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 再エネボードは、次の事項について有識者の意見を聴取する。

- （１）再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に関すること
- （２）再生資源の活用拡大に関すること
- （３）その他再生可能エネルギーの社会実装の加速に向けて必要な事項に関すること

（組織）

第 3 条 再エネボードは、別紙のとおり知事が指名するコアメンバーと、各回のテーマに応じて知事が指名する技術的専門メンバーをもって組織する。

2 コアメンバーの中から、進行役として知事が指名するモデレーターを置く。

（招集等）

第 4 条 再エネボードは、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条に定めるメンバー以外の者を再エネボードに出席させ、意見等を求めることができる。

3 コアメンバー、技術的専門メンバーが再エネボードへの出席等、ボードに係る用務を行った場合、都の基準により定める謝礼等を支払うことができる。

（任期）

第 5 条 コアメンバーの任期は、2 年以内とする。ただし、再任することができる。

る。

(再エネボードの公開)

第6条 再エネボードは公開で行う。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に該当する場合、非公開とすることができる。

2 再エネボードの資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に該当する場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 再エネボード運営の事務局は、環境局気候変動対策部計画課とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、再エネボードの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

(別紙)

東京都再エネ実装専門家ボード コアメンバー

(令和5年6月8日現在)

ロッキーマウンテン研究所 共同設立者・ チーフサイエンティスト・名誉会長	エイモリー・B・ロビンス
東京大学 未来ビジョン研究センター 教授 国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 上級主席研究員	江守 正多
株式会社NHKエンタープライズ エグゼクティブ・プロデューサー 日本環境ジャーナリストの会 副会長	堅達 京子
日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP) 共同代表 三井住友信託銀行株式会社 ESGソリューション企画推進部 フェロー役員	三宅 香
京都大学大学院経済学研究科 教授	諸富 徹

(敬称略、五十音順)